

## 2 民間給与関係資料

### 令和4年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 10,918 事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

- (ア) 農業，林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業，郵便業
- (ケ) 卸売業，小売業
- (コ) 金融業，保険業
- (サ) 不動産業，物品賃貸業
- (シ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業，飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (ソ) 教育，学習支援業
- (タ) 医療，福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

##### イ 調査対象職種

54 職種（うち初任給関係職種 12 職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,233 事業所を無作為に抽出選定した。

##### イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

##### ウ 調査実人員

54,777 人（うち初任給関係職種 5,120 人）

**第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数**

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	1	0	1	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	74	13	12	16	24	9
製 造 業	181	39	33	33	61	15
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	185	16	29	20	91	29
卸 売 業 ， 小 売 業	130	21	14	18	67	10
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	67	31	10	5	17	4
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	150	31	18	27	50	24
計	788	151	117	119	310	91

(注) 1 上記のほか、調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が445事業所あった。  
 2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

**第 11 表 民間における定期昇給の実施状況**

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	85.0 %	82.9 %	31.7 %	0.5 %	50.7 %	2.1 %	15.0 %
課 長 級	75.7 %	72.6 %	27.0 %	1.0 %	44.6 %	3.1 %	24.3 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

**第 12 表 民間における家族手当の支給状況**

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	16,158 円
配 偶 者 と 子 1 人	23,991 円
配 偶 者 と 子 2 人	31,229 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については6,000円（行政職給料表（一）4級等の職員は3,000円）、子については、1人につき9,000円である。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき4,000円が加算される。

**第 13 表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況**

**その 1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況**

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
85.2 %	( 32.4 %)	( 67.6 %)	14.8 %

(注) ( ) 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

**その 2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況**

検討している	検討していない
16.6 %	83.4 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

**第 14 表 民間における冬季賞与の配分状況**

区 分	一定率(額)分	考課査定分
役職段階 係 員	49.7 %	50.3 %
課 長 級	45.7 %	54.3 %
部長級(非役員)	43.4 %	56.6 %

**第 15 表 民間における特別給（賞与）の支給状況**

企業規模		規模計		
			1,000人以上	1,000人未満
項目				
平均所定内給与月額	下半期	394,346 円	416,733 円	371,072 円
	上半期	397,833 円	421,015 円	374,011 円
特別給の支給額	下半期	881,065 円	1,010,427 円	736,424 円
	上半期	921,388 円	1,068,795 円	764,412 円
特別給の支給割合	下半期	2.23 月分	2.42 月分	1.98 月分
	上半期	2.32 月分	2.54 月分	2.04 月分
	年間計	4.55 月分	4.96 月分	4.02 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは令和4年2月から7月までの期間をいう。  
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は4.45月である。

第 16 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	100 人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	215,499	216,061	216,740	205,358
		短 大 卒	185,147	186,442	* 183,386	x
		高 校 卒	177,133	* 174,904	178,900	—
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	216,302	222,195	214,818	212,941
		短 大 卒	193,537	* 188,326	* 192,805	* 203,000
		高 校 卒	184,783	183,795	183,316	* 196,000
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	215,762	217,666	216,130	209,398
		短 大 卒	189,161	187,102	188,297	* 198,625
		高 校 卒	181,949	180,191	181,601	* 196,000
新 卒 研 究 員		大 学 卒	* 234,006	—	* 234,006	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	x	—	x	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	* 233,825	—	x	x
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	* 203,923	—	x	* 185,235

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「x」は調査事業所が1事業所、「\*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

## 第 17 表 企業規模別、職種別平均給与額等

### その1 全 職 種

#### 事務・技術関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	52.0	796,580	791,278	5,302	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	52.4	744,522	741,727	2,795	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	51.2	695,906	690,780	5,126	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	48.7	619,081	600,382	18,699	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	45.4	577,901	512,042	65,859	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	43.8	500,547	444,083	56,464	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	40.8	420,224	361,745	58,479	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	35.1	343,765	297,148	46,617	
工 場 長	52.7	711,281	704,955	6,326	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	53.2	782,135	777,883	4,252	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	50.9	705,127	700,217	4,910	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	47.8	620,084	588,859	31,225	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	45.1	564,042	514,622	49,420	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	44.7	508,615	417,006	91,609	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	42.2	436,596	356,592	80,004	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	33.3	358,571	297,421	61,150	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第17表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

### 研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
研 究 所 長		53.6	831,002	831,002	0	構成員50人以上の所の長
研 究 部 ( 課 ) 長		49.0	744,566	739,413	5,153	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室 ( 係 ) 長		45.3	658,784	654,235	4,549	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員		43.0	570,241	543,073	27,168	下記研究員より上位の者
研 究 員		33.4	446,592	409,078	37,514	
研 究 補 助 員		38.1	323,841	272,489	51,352	

### 教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
大 学 学 長		66.1	851,484	851,484	0	
大 学 副 学 長		65.7	879,378	878,167	1,211	
大 学 学 部 長		56.6	776,027	776,027	0	
大 学 教 授		56.4	709,601	695,830	13,771	
大 学 准 教 授		48.7	587,149	571,342	15,807	
大 学 講 師		44.6	469,681	469,681	0	
大 学 助 教		39.4	434,122	432,373	1,749	
高 等 学 校 校 長		60.5	760,450	747,545	12,905	
高 等 学 校 教 頭		55.6	683,773	669,437	14,336	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		—	—	—	—	
高 等 学 校 指 導 教 諭		—	—	—	—	
高 等 学 校 教 諭		48.1	536,616	531,015	5,601	

### 海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
船 長 ・ 機 関 長	52.1	835,633	770,300	65,333	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	41.8	626,434	481,509	144,925	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	31.6	485,871	396,909	88,962	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	26.0	457,008	376,221	80,787	
運 航 士	—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長	52.8	609,200	487,110	122,090	
甲 板 手 ・ 操 機 手	37.8	487,417	407,903	79,514	
甲 板 員 ・ 機 関 員	23.5	331,356	267,224	64,132	

### 技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
電 話 交 換 手	27.0	175,270	174,000	1,270	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	55.2	572,557	358,893	213,664	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守 衛	47.5	408,313	293,719	114,594	
用 務 員	60.4	313,000	310,000	3,000	

## その2 公民給与比較の対象職種

### 事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		52.2	836,877	830,056	6,821	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長		53.1	782,954	781,460	1,494	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
事 務 部 次 長		51.6	748,026	741,223	6,803	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
事 務 課 長		49.1	638,566	617,038	21,528	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
事 務 課 長 代 理		45.6	596,089	528,194	67,895	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		44.6	527,833	473,747	54,086	係の長及び係長級専門職（3級）
事 務 主 任		41.4	441,856	380,819	61,037	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
事 務 係 員		34.7	351,240	303,029	48,211	（1級）
工 場 長		53.7	790,728	782,292	8,436	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長		53.8	819,700	817,614	2,086	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
技 術 部 次 長		50.9	721,785	717,262	4,523	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
技 術 課 長		47.8	632,746	597,005	35,741	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
技 術 課 長 代 理		45.0	594,853	553,916	40,937	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		44.8	546,550	437,291	109,259	係の長及び係長級専門職（3級）
技 術 主 任		43.1	461,982	373,337	88,645	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
技 術 係 員		33.6	372,359	305,308	67,051	（1級）

（注）「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である（第17表その2において同じ。）。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		51.5	656,007	656,007	0	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		51.2	685,631	681,081	4,550	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		50.3	573,785	572,793	992	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長		47.5	572,164	561,863	10,301	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		44.6	537,297	475,025	62,272	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		42.2	454,711	391,889	62,822	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		39.3	394,534	337,269	57,265	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		35.6	335,792	290,601	45,191	（1級）
工 場 長		49.6	473,039	473,039	0	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		51.5	684,646	674,253	10,393	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		51.3	601,436	598,149	3,287	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長		47.6	582,045	566,837	15,208	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		45.3	476,469	400,354	76,115	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		43.9	436,346	375,942	60,404	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		40.0	391,861	327,356	64,505	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		32.7	342,516	288,359	54,157	（1級）

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		51.2	662,190	654,629	7,561	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		51.6	595,686	589,120	6,566	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長		47.4	481,889	464,453	17,436	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		45.9	454,773	428,351	26,422	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		42.2	395,233	347,474	47,759	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		44.2	342,775	311,423	31,352	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		36.8	318,320	279,125	39,195	（1級）
工 場 長		—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		52.3	672,090	665,110	6,980	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		49.2	564,815	529,370	35,445	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長		48.5	549,842	519,526	30,316	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		47.6	416,557	405,211	11,346	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		46.3	453,949	396,711	57,238	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		44.1	396,706	329,073	67,633	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		34.0	320,575	274,794	45,781	（1級）